

平準化におけるくじ引き落札制限に関する事務取扱（試行）

（趣旨）

第1条 この事務取扱は、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札において、平準化（債務負担行為の活用による前倒し発注）における地元の中小事業者の受注機会の確保を図るため、くじ引きで1件落札した者をその後に開札するくじ引き対象の入札から除外して落札者を決定する手続き（以下「くじ引き落札制限」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用対象）

第2条 くじ引き落札制限は、一般競争入札で執行する建設工事等のうち、次に掲げるすべての条件を満たす2件以上の入札が執行される場合に、同一条件の入札に対して適用する。

- （1）開札日が同日であること。
- （2）業種が同一であること。
- （3）入札参加資格要件の地域要件が「千葉市内に本店を有する者」であること。
- （4）予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低価格の入札が複数あること。
- （5）公告にくじ引き落札制限の対象案件であることが明示されていること。

（適用除外対象）

第3条 前条の規定に関わらず、次のいずれかに該当する入札は、くじ引き落札制限を適用除外する。

- （1）総合評価落札方式を適用する場合。
- （2）予定価格超過により、再度入札となった場合。
- （3）くじ引きの対象者の全てが、先に執行したくじ引き落札制限の落札者のみの場合。
- （4）「建設局所掌の建設工事に係る金額入り設計書確認手続に関する事務取扱要領（試行）」の対象工事で、入札参加者から質問書が提出された場合。
- （5）地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される場合。
- （6）その他、市の発注を円滑に進めるにあたり、くじ引き落札制限が支障となる場合。

（取扱い）

第4条 くじ引き落札制限の適用対象となる入札において、開札順で、先に落札者となった者が、その後に開札した案件でくじ引きの対象になった場合は、その者のした入札を無効とする。

（補足）

第5条 この事務取扱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この事務取扱は、平成28年12月21日から施行する。